

「地域産学連携支援委託事業」に関するQ & A集

(平成22年2月23日版)

農林水産技術会議事務局研究推進課

- Q-1 産学連携人材育成支援委託事業と重複応募は可能か
- Q-2 複数の機関が共同で本事業を実施する場合、機関ごとの事業展開地域を、上記の地域と一致させる必要があるか。
- Q-3 本事業の展開地域として申請した地域では、地域内の全ての都道府県で事業を展開しなければならないのか。
- Q-4 複数の機関が共同で事業を実施する場合には、どのように業務分担を行えばよいか。
- Q-5 事業計画書の中で、再委託先の具体的な名称を未定のままで申請することは可能か。
- Q-6 事業計画書の中で、コーディネーター個人を具体的に特定する必要はあるのか。
- Q-7 本事業において、コーディネーターが支援業務の対価を受け取ることは可能か。
- Q-8 本事業のコーディネーターは、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」における研究管理運営機関の業務を担うことは可能か。
- Q-9 継続支援型コーディネーターは、詳細な研究開発を行うことは可能か。
- Q-10 東京では、技術交流展示会としてアグリビジネス創出フェアが実施されているが、本事業を関東地域で実施した場合、類似の展示会を開催せねばならないのか。

(2月23日追加事項)

- Q-11 コーディネーターは、地域のニーズに応じて各機関を訪問し、現地において直接支援業務実施することとされているが、提案者の事務所等で業務を行うことは可能か。
- Q-12 産学連携促進支援事業で実施する技術交流展示会やセミナー等は、無償で実施する必要があるのか。

(以上)

Q-1 産学連携人材育成支援委託事業と重複応募は可能か

A-1 両者は別々の公募事業ですので、重複応募は可能です。

Q-2 複数の機関が共同で本事業を実施する場合、機関ごとの事業展開地域を、全国を9つに区分した「地域」と一致させる必要があるか。

A-1 各機関の事業展開地域は、上記の地域と一致させる必要は特にありません。1地域を2機関で分担しても、3地域を1機関が分担しても結構ですので、全体としては全国6以上の地域で事業を展開してください。

Q-3 本事業の展開地域として申請した地域では、地域内の全ての都道府県で事業を展開しなければならないのか。

A-3 展開地域内の全ての都道府県を業務対象地域として事業計画を立案ください。

ただし、例えばコーディネーターは地域のニーズに応じて業務を実施することとしており、地域のニーズがない都道府県では、結果として業務が展開されない場合もあると考えます。

Q-4 複数の機関が共同で事業を実施する場合には、どのように業務分担を行えばよいか

A-4 本事業を複数の機関が共同で実施する場合（共同実施グループにおいて事業を実施する場合）、これら機関のうち1機関を代表機関として選定し、代表機関が農林水産省との連絡調整を行うこと、事業責任者及び経理責任者を設置すること、再委託にかかわる経理事務を行うこととしますが、それ以外の業務の分担については、共同実施グループ内で適宜決定して構いません。

ただし、代表機関が具体的な業務を担当せず、業務の全部または大半を共同実施機関に再委託することは認めません。

Q-5 事業計画書の中で、再委託先の具体的な名称を未定のままで申請することは可能か。

A-5 できません。

事業企画書には、代表機関と共同実施機関との間で行う再委託事業計画（再委託する理由、再委託先、再委託の内容、再委託の限度額、再委託事業の実施期間、再委託事業の結果報告及び取扱い等を定めたもの）を添付して頂く必要があります。

Q-6 事業計画書の中で、コーディネーター個人を具体的に特定する必要はあるのか。

A-6 必ずしも必要はありません。

コーディネーター候補者が特定されている場合には、事業企画書中に特定されている人数を明記の上、代表的な者について、その氏名、本事業のコーディネーター業務を行うに当たり関連する経歴や知見等について記述して下さい。

コーディネーター候補者が特定されていない場合には、今後のコーディネーターの選定方法について記述下さい。

Q-7 本事業において、コーディネーターが支援業務の対価を受け取ることは可能か。

A-7 できません。

コーディネーターによる支援活動は無償で実施して下さい。ただしこの際受託者には、コーディネーターによる支援活動が、特定の企業や団体などの利益追求に活用される事態を防ぐための活動指針を定めて頂きます。

Q-8 本事業のコーディネーターは、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」における研究管理運営機関の業務を担うことは可能か。

A-8 本事業内ではできません。

本業務のコーディネーターは、共同研究の参画機関の増大を図ることを目的に活動するため、具体的な研究課題の進行促進業務（研究管理運営機関の業務）は担いません。

Q-9 継続支援型コーディネーターは、詳細な研究開発を行うことは可能か。

A-9 できません。

コーディネーターが行う調査は、あくまで研究計画の作成支援に当たり必要となる、現地調査、簡易な計測や分析、物品の試作、先行調査事例分析、簡易な先行特許調査、検討会やシンポジウムの開催等に限りません。

Q-10 東京では、技術交流展示会としてアグリビジネス創出フェアが予定されているが（平成22年11月24日～26日、幕張メッセにて）、本事業を関東地域で実施した場合、類似の技術交流展示会を近隣で開催せねばならないのか。

A-10 技術交流展示会は、全国で6カ所程度開催する事としており、この中にはアグリビジネス創出フェアは含まれておりません。

各地で行われる技術交流展示会が、効率的・効果的に実施されるように、重複感のない事業となるようご検討下さい。

（平成22年2月18日版は以上）

Q-11 コーディネーターは、地域のニーズに応じて各機関を訪問し、現地において直接支援業務実施することとされているが、提案者の事務所等で業務を行うことは可能か。

A-11 コーディネーターは、地域のニーズに応じて各機関を訪問することとしておりますので、地域のニーズとして提案者の事務所等で業務を行うことを求められれば、そのようにご対応頂く事は可能と考えます。

Q-12 産学連携促進支援事業で実施する技術交流展示会やセミナー等は、無償で実施する必要があるのか。

A-12 技術交流展示会やセミナーの参加費等は、原則として無償となるよう事業を計画下さい。

ただし、参加者より追加的に費用を徴収する特別の事由がある場合には、理由を明確にしたうえで、限定的に費用徴収を行うことは可能とします。

(例)

・技術交流展示会に出展する方が、特に希望し、展示ブースにインターネット回線を配置する対応を求めた場合、当該敷設経費を徴収する、等。

(平成22年2月23日追加分は以上)